

旭川医科大学倫理委員会規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長 西川 祐司

旭川医科大学倫理委員会規程の一部を改正する規程

旭川医科大学倫理委員会規程（平成16年旭医大達第15号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改正後	現行
<p>(略)</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>(1) 基礎医学講座の教授 2人</p> <p>(2) 臨床医学講座<u>又は病院</u>の教授 2人</p> <p>(3) 看護学科の教授 1人</p> <p>(4) 学外の学識経験者 若干人</p> <p>(5) 一般の立場から意見を述べることのできる学外の者 若干人</p> <p>(6) その他委員長が必要と認める者 若干人</p> <p>2 前項第4号の委員は、倫理学・法律学の専門家等、人文・社会科学の有識者を含むものとする。</p> <p>3 第1項の委員は、男女両性で構成されるものとする。</p> <p>4 第1項の委員は、委員会の議に基づき学長が委嘱する。</p> <p>5 前項の委員に欠員が生じたときは、その都度委員長の推薦に基づき学長が委嘱する。</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>(1) 基礎医学講座の教授 2人</p> <p>(2) 臨床医学講座の教授 2人</p> <p>(3) 看護学科の教授 1人</p> <p>(4) 学外の学識経験者 若干人</p> <p>(5) 一般の立場から意見を述べることのできる学外の者 若干人</p> <p>(6) その他委員長が必要と認める者 若干人</p> <p>2 前項第4号の委員は、倫理学・法律学の専門家等、人文・社会科学の有識者を含むものとする。</p> <p>3 第1項の委員は、男女両性で構成されるものとする。</p> <p>4 第1項の委員は、<u>現任者の任期が満了する日の1月以前に</u>、委員会の議に基づき学長が委嘱する。</p> <p>5 前項の委員に欠員が生じたときは、その都度委員長の推薦に基づき学長が委嘱する。</p> <p>(略)</p>

附 則

この規程は、令和5年9月25日から施行する。

【改正理由】

委員会の構成員を見直し、もって円滑な委員会運営を図るとともに、規定の整備を図るものである。